

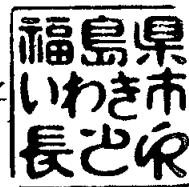
産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都大田区大森中三丁目19番9号
氏名 有限会社金剛運輸
代表取締役 金剛寺 修司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日
許可の有効期限

令和 6年 4月 5日
令和13年 3月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類

以上13種類

これらのうち特別管理産業廃棄物であるもの、自動車等破砕物、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要物であるものをいう。）、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃ブラウン管（側面部に限る。）、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 3月17日 新規許可
平成26年 3月17日 更新許可
平成31年 3月18日 更新許可
令和 6年 4月 5日 更新許可（優良認定）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

